

生産性向上設備投資促進税制の概要

ニュートン・エナジーズ株式会社

◆ 税制の概要

平成26年1月20日に施行されました産業競争力強化法に基づく「生産性向上設備投資促進税制」により、一定の要件を満たす設備投資をすることによって「即時償却」が可能となる税制措置です。

長年使われてきた水銀灯、蛍光灯を最新の省エネ照明（無電極ランプ・LED）へ設備投資をされる絶好のタイミングです。

- ◆対象者 : 青色申告をしている個人・法人事業主様
- ◆対象期間 : 平成26年1月20日～平成29年3月31日
- ◆対象製品 : 以下の要件をすべて満たす製品であること
 - ①最新モデルであること
 - ②生産性が年平均1%以上の向上を満たすもの
 - ③取得価格が120万円以上であること

- ◆税制内容 : 下記のどちらかを選択することが可能
 - 1. 即時償却
 - 2. 税額控除5% より選択
- ◆期間 : 平成26年1月20日～平成28年3月31日まで
- ※平成28年4月1日～平成29年3月31日については
 - 1. 特別償却50%
 - 2. 税額控除4% より選択

※本税制の詳細については、経済産業省の生産性向上設備投資促進税制ページをご参照ください。
http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

◆ メリットの例

- ・ 経常利益 : 1,200万円
- ・ 無電極ランプ又はLED : 一式 500万円とした場合
- ・ 償却方法 : 建物付帯設備 15年 定率法 (14.3%)
- ・ 法人税率 : 33%

	税制活用しない	税制活用
法人税対象利益	1,200万円	1,200万円
設備投資の限界償却額	500万円	500万円
法人税 (33%)	372万円	231万円

申請費用に照明工業会へ費用が2000円、申請手数料が3000円（切手込み）合計5000円が必要となります。

証明書は、照明工業会から申請後約1ヶ月後に送付され、決算期は更に時間を要する可能性があります。

お早目の手続きをお勧めいたします。

設備投資を 決断する チャンスです!

産業競争力強化法

生産性向上設備投資促進税制

即時償却 または 税額控除 5%

[平成26年1月20日から平成28年3月末日まで]

特別償却 50% または 税額控除 4%

[平成28年4月1日から平成29年3月末日まで]

対象設備

最新設備を導入する場合

単品設備 簡素な手続(事業者の申請不要)

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、
ソフトウェア ※機械装置以外は一部の設備のみ。

利益改善のための設備を導入する場合

複数設備可 投資計画の申請が必要

機械装置、工具、器具備品、建物、
建物附属設備、構築物、ソフトウェア

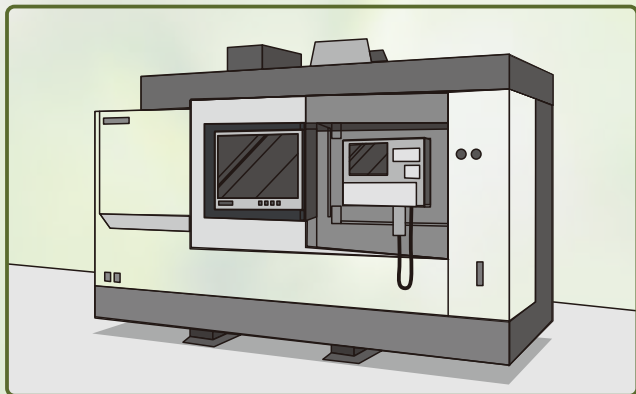
利用できる方

青色申告をしている法人・個人事業主

最新設備の要件

機械装置 / 工具 / 器具備品 / 建物 / 建物附属設備 / ソフトウェア
※機械装置以外は一部の設備のみ。

簡単な手続で、税制優遇が受けられます。



[必要手続]

設備メーカーから、証明書を受け取ってください。

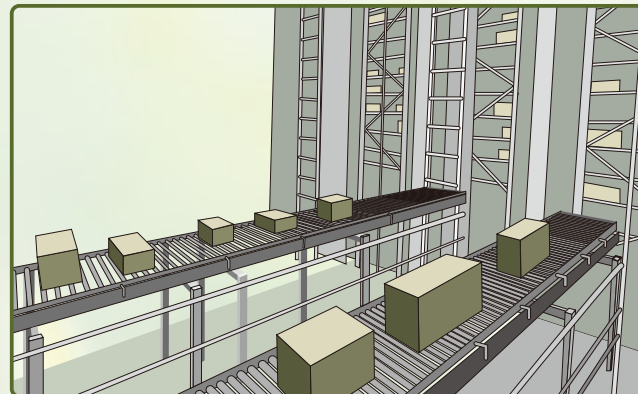
[要件]

- 最新モデルであること
- 生産性が年平均1%以上向上していること
注:生産性=「単位時間あたりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等
- 一定の価額以上であること
 - 機械装置:160万円
 - 工具及び器具備品:120万円
(単品30万円以上かつ合計120万円)
 - 建物:120万円
 - 建物附属設備:120万円
(単品60万円以上かつ合計120万円)
 - ソフトウェア:70万円
(単品30万円かつ合計70万円)

利益改善のための設備の要件

機械装置 / 工具 / 器具備品 / 建物 / 建物附属設備 / 構築物 / ソフトウェア

利益改善のための一連の設備が丸ごと対象になります。



[必要手続]

投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、経済産業局へ申請してください。

[要件]

- 投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%)であること

$$\text{投資利益率} = \frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}) \text{の増加額}}{\text{設備投資額}}$$

- 一定の価額以上であること
 - 機械装置:160万円
 - 工具及び器具備品:120万円
(単品30万円以上かつ合計120万円)
 - 建物及び構築物:120万円
 - 建物附属設備:120万円
(単品60万円以上かつ合計120万円)
 - ソフトウェア:70万円
(単品30万円かつ合計70万円)

生産性向上設備投資促進税制についてのお問い合わせ

北海道経済産業局	地域経済課	TEL:011-709-1782
東北経済産業局	地域経済課	TEL:022-221-4876
関東経済産業局	地域経済課	TEL:048-600-0254
中部経済産業局	地域振興課	TEL:052-951-2716
中部経済産業局北陸支局	地域経済課	TEL:076-432-5518

近畿経済産業局	地域経済課	TEL:06-6966-6065
中国経済産業局	地域経済課	TEL:082-224-5684
四国経済産業局	地域経済課	TEL:087-811-8513
九州経済産業局	企業支援課	TEL:092-482-5435
沖縄総合事務局	地域経済課	TEL:098-866-1730

経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 (直通)03-3501-1560

詳しくはホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html